

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

現在の行動計画に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下特措法)及び東京都の計画に規定された事項を加え、特措法第8条に基づく新たな行動計画として策定。

対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

計画の基本的な考え方

- 1 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合には弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示す。
- 2 関係機関の対策が緊密に連携し推進されるよう図る。
- 3 区の特性を考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスの取れた対策を目指す。

計画の構成

(1) 基本的な方針

基本的考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担等

(2) 実施体制

(3) 対策の基本項目

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、区民生活及び経済活動の安定の確保

(4) 各発生段階における対策

未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、小康期



発生段階毎の対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期 (医療)「第1ステージ」「第2ステージ」「第3ステージ」	小康期	緊急事態宣言時
1 サーベイランス・情報収集	○定点医療機関による平常時のサーベイランス	○患者等の全数把握、集団発生の探知を強化(感染が疑われる患者の全数ウイルス検査)			○全数把握から重症者、死亡者に限定した情報収集へ移行	○平常時のサーベイランスを実施	
2 情報提供・共有	○新型コロナウイルス等についての普及啓発 ○情報提供体制の構築	○発生状況や感染予防策、相談体制等の周知、関係機関への情報提供と協力依頼 ○区HPに対策専門ページを開設		○観光客・来街者への情報提供	○医療体制、受診ルール変更に伴う情報提供 ○食糧・生活必需品等に関する情報提供 ○医療機関等に医療体制の転換等最新情報提供	○流行終息と第二波発生への備えについての周知 ○情報提供についての評価と見直し	○使用制限される施設や中止する催物等についての情報提供
3 区民相談	○発生段階に応じた相談体制の整備	○保健所に新型コロナウイルス相談センターを設置 ・専門外来の案内 ・健康相談への対応		・専門外来の案内は終了		○相談窓口の縮小	○催物の制限等区民や事業者への要請等に関する相談への対応
4 感染拡大防止	○マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、基本的な感染予防対策の啓発	○発生国からの帰国者等への対応等の水際対策	○患者及び濃厚接触者への感染症法にもとづく措置	○学校、社会福祉施設等での感染予防対策の強化	○区民、事業者へ感染拡大防止策の協力要請 ○患者の濃厚接触者を特定しての措置は中止	○感染拡大防止策の協力要請の解除 ○感染拡大防止策の見直し	○都知事による施設使用や催物開催の制限等の要請への協力
5 予防接種	○接種体制の構築	○特定接種への対応 ○住民接種の準備			○区民への新臨時接種を実施(予防接種法6条3項)	○第二波に備え、未接種者への受診勧奨	○区民への予防接種の実施(予防接種法6条1項)
6 医療	○医療体制の整備 ○医療資機材の備蓄	○新型コロナウイルス専門外来の開設 ○指定医療機関での入院措置(保健所による入院勧告、移送) ○医療機関への情報提供		○病床確保へ向けた調整(都から医療機関へ要請)	○新型コロナウイルスの診療(入院)をすべての一般医療機関で受け入れる。 【院内体制「通常」⇒「強化」⇒「緊急体制」】 (都から医療機関へステージに応じた対応要請)	○平常の医療サービス提供体制への復帰を医療機関に呼び掛ける。	○都による臨時の医療施設の設置等医療の確保
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	○要援護者等の把握 ○埋火葬を円滑に行うための体制整備 ○BCP等の整備 ○危機管理体制の推進	○事業者、指定(地方)公共機関、ライフライン事業者へ事業継続の依頼 ○食糧、生活関連物資購入に関する適切な行動の呼びかけ ○要援護者支援準備		○要援護者支援 ○中小企業への支援 ○警察や地域団体と連携して防犯の取組を推進		○区民、事業者へ平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。 ○行政機能を速やかに回復。	○生活関連物資等の価格の安定等に関する適切な措置 ○埋火葬手続きの特例の実施 ○患者の権利利益の保全に関する措置への対応